

心配ごと・福祉なんでも相談



全国一斉「人権擁護委員の日」 特設人権相談所を開設します

6月1日は、「人権擁護委員の日」です。みなさんの身のまわりに起こっている悩みごとや心配ごとなど、気軽に相談してください。相談は無料で、秘密は固く守ります。

日時 6月12日(火) 午前10時～午後3時

※1人当たり30分

場所 町福祉センター

相談員 人権擁護委員、社会福祉協議会職員

内容 生活・家庭不和・結婚・近隣の問題、行政に対する意見、高齢者や家族の悩み、福祉サービスの利用や金銭管理についての不安、生きがい活動などの相談

※予約不要です。会場に午後2時30分までにお越しください。

問い合わせ先 新宮町社会福祉協議会

☎963-0921(直)

マイナンバーカード交付のため臨時開庁します

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

マイナンバーカードの受け取りに臨時開庁日をぜひご利用ください。受け取りは予約制です。あらかじめ電話予約し、来庁してください。

日時 6月10日(日) 午前9時～11時30分

立花幼稚園「たけのこクラブ」の 体験保育に参加しませんか

問い合わせ先 役場学校教育課 ☎963-1739(直)

立花幼稚園では、11月まで毎月1回体験保育を行います。自然豊かな立花幼稚園でふれあい遊びや簡単な製作などをおして楽しく過ごしましょう。

日時 6月13日(水) 午前9時30分～11時

内容 「園庭の遊具や砂場で遊ぼう」

対象 町内に住む2歳児・3歳児 ※保護者同伴

定員 10組(先着順)

申込受付開始日時 6月5日(火) 午前9時30分

申込先 立花幼稚園 ☎962-0808(直)

町からのお知らせ

申込・問い合わせ受付時間

月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時
(祝休日は除く)

※特に記載のないものは、この受付時間になります。

2019年中に新元号となるため、対象期間を含むものは西暦表記としています。

平成30年度児童手当現況届の提出

問い合わせ先 シーオーレ新宮子育て支援課 ☎963-2995(直)

6月分以降の児童手当を受給するためには、毎年6月1日における請求者の状況を届け出る必要があります。

【現況届に同封するもの】

○現況届(5月末に送付予定)

○請求者の健康保険証の写し(国民健康保険加入者は不要)

【対象者のみ提出するもの】

対象 中学生以下の児童と別居している受給者

○別居監護申立書

○児童の属する世帯全員の本籍地・続柄が記載されている住民票

【提出について】

提出方法 郵送(返信用封筒を同封しています)

提出期間 6月1日(金)～29日(金)

提出場所 シーオーレ新宮子育て支援課

※事務所移転のため、役場では受け付けできません。

【公務員の場合】

公務員の人には児童手当現況届を送付しないため、所属庁で手続きをしてください。



コミュニティバス運行協議会委員募集

問い合わせ先 役場産業振興課 ☎962-0238(直)

マリックスの路線やダイヤ改正などに関することを協議し、町へ提案するため、年に数回のコミュニティバス運行協議会を開催しています。次のとおり委員を募集します。

任期 2020年6月末日まで

申込締切日 6月15日(金)

申込先 役場産業振興課

新宮町地域福祉計画策定委員を募集します

問い合わせ先 役場健康福祉課(障がい者・社会福祉担当)
☎962-0239(直)

近年の社会福祉法の改正や人口増加により、地域福祉の在り方も変化しています。新たな課題や要望に対応するため、新宮町地域福祉計画の見直しを行います。地域における課題や町民の要望を反映するため、委員を公募します。

募集人数 1人

※委員は公募以外に、識見を有する人、町内関係団体の推薦者など15人以内で組織されます。

応募資格 地域福祉に高い関心があり、次の要件に該当する人

- 町内に住む応募日現在で20歳以上の人
- 平日の夜に開催する策定委員会に出席可能な人
- 国もしくは地方公共団体の議員または町の常勤の職員でない人

任期 委嘱日～平成31年3月31日

活動内容 年4回の策定委員会に出席し、計画策定に必要な事項を協議し、地域福祉の課題や目標などについて意見を述べていただきます。

申込方法 指定の用紙に必要事項を記入し、持参、郵送、メール(fukushi@town.shingu.fukuoka.jp)、FAX(962-0725)のいずれかで提出

※申込用紙は町ホームページおよび役場健康福祉課で配布しています。

申込締切日時 6月11日(月)午後5時 ※必着

選考 提出書類により審査し選考(結果は文書で応募者全員に通知します)

申込先 役場健康福祉課

健康福祉課高齢者福祉担当と 地域包括支援センターが移転しました

問い合わせ先 町福祉センター健康福祉課(高齢者担当)
☎710-8286(直)
地域包括支援センター(町福祉センター内)
☎963-0663(直)

4月1日から、健康福祉課の高齢者福祉担当と地域包括支援センターが、役場本庁から町福祉センター1階へ移転しています。

高齢者に関する各種相談や高齢者福祉サービスの申請、介護保険に関する手続きなどは、全て福祉センターで行っています。ご注意ください。

町立小中学校の 夏季休業日(夏休み)の短縮について

問い合わせ先 役場学校教育課 ☎963-1739(直)

新学習指導要領が告示され、新教育課程が小学校では2020年度から、中学校では2021年度から実施されます。移行期間として、本年度より町内小学校では外国語科および外国語活動の先行実施がはじまります。そのため、授業数を確保することから、夏季休業日(夏休み)を短縮し、8月末の平日3日間を授業日とします。

【夏季休業日】 7月21日(土)～8月28日(火)

※2学期の始業式は8月29日(水)です。

「心と体の発達」巡回教育相談

問い合わせ先 役場学校教育課 ☎963-1739(直)

子どもの心と体の発達で心配していることや不安に思っていることの相談に専門家が応じます。どんな小さいことでも結構です。

日時 7月26日(木)午前9時～午後4時30分

場所 役場、近隣の会場

※個人面談を行うため、後日案内します。

対象 就学前児の保護者

内容 日常生活で困っている問題、子どもの発達、発育障がい、幼稚園などでの困りごとなど

相談員 特別支援学校教諭、巡回教育相談員

申込締切日時 6月15日(金)午後5時

申込先 役場学校教育課

平成29年度 情報公開制度などの運用状況の報告

問い合わせ先 役場総務課 ☎963-1730(直)

情報公開制度

情報公開制度は、町民のみなさんが町政に関して「こんなことが知りたい、見たい」と思ったときに、町が持っている文書や図画などの情報公開を求めることができる制度です。

平成29年度 情報公開制度に基づく開示実績

請求件数	取り下げ	決定の内訳			不服申し立て件数
		開示	部分開示	不開示	
12件	0件	4件	6件	2件	0件

個人情報保護制度

個人情報保護制度は、町が預かっている個人情報を保護するだけでなく、みなさんが自分の個人情報の開示や訂正などができる制度です。

平成29年度 個人情報保護制度に基づく開示実績

請求件数	取り下げ	決定の内訳			不服申し立て件数
		開示	部分開示	不開示	
6件	1件	1件	3件	1件	0件

ビギナースクッキング教室

問い合わせ先 シーオーレ新宮子育て支援課 ☎963-2995(直)

お米の研ぎ方やだしのとり方など、料理の基礎から学ぶ教室を開催します。離乳食作りにも役立つ内容で、妊婦や子育て中の人におすすめの教室です。料理はちょっと苦手という人もぜひご参加ください。明るく楽しい講師が、おいしく簡単にできる料理のポイントを教えます。

日時 7月3日(火)、10日(火)の午前10時～午後1時

場所 シーオーレ新宮

対象 町内に住む妊婦または就学前の子がいる保護者で、2日間どちらも参加できる人

※初めて参加する人を優先します。

※無料託児あり(10人程度、要予約)

内容 講話、調理実習、試食(託児の子どもの分も作ります)

参加費 1,000円(2回分)

※初回に集めます。

持ってくるもの 筆記用具 エプロン 三角巾

申込方法 窓口、電話

申込締切日 6月22日(金)

定員 16人

申込先 シーオーレ新宮子育て支援課

パパママ教室 参加者募集

問い合わせ先 シーオーレ新宮子育て支援課 ☎963-2995(直)

妊娠中はお父さん・お母さんになるための準備期間です。妊娠中のことや産まれてくる子どもとの生活を思いながら、同じ町で子育てをする夫婦同士、一緒に楽しい時間を過ごしませんか。

おなかの赤ちゃんの育ち方やお産に向けての準備、子育てをする上で大切なことを学びます。

日時

6月24日(日)午前10時～午後0時30分ごろ

場所 シーオーレ新宮

対象 町内に住む妊婦とその夫

※1人での参加も可能です。

※託児はありません。子どもも一緒に参加してください。

内容

○妊娠中・産後の過ごし方などについて(助産師による講話)

○パパの妊婦体験

○赤ちゃんのお風呂入れ体験

参加費 無料

申込方法 窓口、電話

申込締切日 6月19日(火)

申込先 シーオーレ新宮子育て支援課

消防トピックス

粕屋北部消防本部 ☎ 944-0131
http://www.khfd-119.koga.fukuoka.jp/



住宅用消火器を備えましょう

火災による被害を小さくするには、発生直後の火が小さいうちに消すのが最も有効です。家庭では炎が天井に届くまでが初期消火のタイミングといえます。火災を大きくしないことはもちろん、被害の拡大を防ぐためにも家庭に消火器を設置しましょう。

【住宅用消火器の特徴】

- ホースが無いものもあり、軽量で女性や高齢者でも使いやすく火元を狙いやすい。
- 通常の消火器と違い、カラフルでデザインが豊富。
- 消火薬剤の詰め替えや消火器内部の点検は不要。ただし、使用期限があるため、定期的な交換は必要。
- 火災の種類に応じて適応火災が絵表示されている。

普通火災適応



ストーブ火災適応



天ぷら油火災適応



電気火災適応



※消火器の使用方法などは、粕屋北部消防本部ホームページをご覧ください。

第53回 新宮町消防団消防操法大会

問い合わせ先 役場地域協働課 ☎ 963-1734 (直)

日ごろから町の安心・安全のために活動している消防団員が、消防操法技術を競います。お近くの消防団の活躍を見に来ませんか。

日時 6月17日(日)午前8時30分～

場所 新宮分署(緑ヶ浜1-1-2)

マタニティ&ママの集いの会

問い合わせ先 シーオーレ新宮子育て支援課 ☎ 963-2995 (直)

毎月1回、これから新宮町で子育てをしていく妊婦や子育て中の0歳児の保護者が集まり、情報交換や交流会を行っています。妊娠・出産・育児に関する楽しみや不安などを情報共有しながら、いろいろな話をしてみませんか。

日時

6月14日(木)午前10時～11時30分ごろ

場所 シーオーレ新宮

対象 町内に住む妊婦や0歳児の保護者とその家族
※託児はありませんが、子どもの見守りスタッフがいます。子ども連れで参加できます。

内容 助産院の助産師による講話

「もっと知りたい妊娠中の過ごし方とお産の経過」

○おなかの赤ちゃんの育ちのために気をつけたい妊娠中の注意点

○産後の過ごし方について

参加費 無料

持ってくるもの 母子健康手帳、筆記用具

申込方法 窓口、電話

申込締切日 6月8日(金)

申込先 シーオーレ新宮子育て支援課

ふたごの会 参加者募集

問い合わせ先 シーオーレ新宮子育て支援課 ☎ 963-2995 (直)

ふたごやみつごを妊娠中・子育て中の人を対象に、保護者同士の情報交換会を行っています。多胎児ならではの喜びや悩みをみなさんで分かち合いませんか。妊婦や保護者のみの参加も大歓迎です。

日時 7月9日(月)午前10時～正午

場所 シーオーレ新宮

対象

○町内に住む多胎児を出産予定の妊婦とその家族

○町内に住む中学生未満の多胎児とその保護者

※未就学児のみ託児あり

申込方法 窓口、電話

申込締切日 7月2日(月)

申込先 シーオーレ新宮子育て支援課

「親子で積み木あそび」参加者募集

問い合わせ先 そびあしんぐう社会教育課 ☎962-5111 (直)

たくさんの積み木やビーズを使って、大きなドームや街を作り、みんなで一緒に遊びませんか。インストラクターが指導します。遊ぶときの約束や遊び方を学ぶことができます。



日時 6月9日(土)

場所 そびあしんぐう 多目的ホール

開催別対象および時間

○第1回

対象 町内に住む2歳児、3歳児と保護者16組

時間 午前10時～11時30分

○第2回

対象 町内に住む3歳児～小学生と保護者16組

時間 午後0時30分～2時30分

○第3回

対象 町内に住む3歳児～小学生と保護者16組

時間 午後3時～5時

※定員は各回16組で、いずれも先着順です。

申込方法 窓口、電話

申込開始日 5月25日(金)

申込先 そびあしんぐう社会教育課

消費生活相談室 だより

町では週2回、消費生活相談室を開設しています。
身の回りの消費者トラブルなど気軽に相談してください。
相談は無料、町外在住の専門相談員が対応します。

問い合わせ先 役場産業振興課 ☎962-0238 (直)

相談場所 役場2階 消費生活相談室

相談日時 毎週火曜日・金曜日 午前10時～午後1時・午後2時～4時 ※祝日は除く

相談専用番号 ☎410-2182 (開設時のみ)

「絶対儲かる」「返金保証」と うたう情報商材に注意！

事例

インターネットの動画配信で、「絶対儲かる内容を教えます」「返金保証で安心」などとうたう情報商材の広告を見つけた。広告のとおり業者のホームページからクレジットカード払いで購入し、情報商材をダウンロードした。内容を確認するとねずみ講のようなものであり、必ずもうかるというものではなかった。解約しようと業者に電話したが、いつも留守番電話でつながらない。

アドバイス

インターネットの通信販売を通じて提供される情報商材は、中身を見るまでわかりません。実際に得られる情報が思っていたものとは異なり、トラブルになることがあります。次の点に注意しましょう。

- 情報商材の購入は、広告に注意して慎重に検討する。
- 返金保証があるからといって安易に契約しない。
- 購入前に販売者の連絡先などを確認する。
- 情報商材をカードで購入し、トラブルが生じた場合は、カード会社に説明して協力を求める。

困ったときは消費生活相談室に相談してください。

ご存じですか？

医療費の助成制度

町では、次の各種制度に自己負担限度額を設け、保険適用医療費の一部を助成しています。申請が遅れると、助成を受けられない期間ができるため、該当する人は早めに手続きをしてください。申請に行くことができないなどの理由がある人は、問い合わせください。

子ども医療

対象 中学3年生（15歳に達した日以後の最初の3月31日まで）までの子ども

自己負担限度額（1医療機関ごと） ※年齢に応じて、自己負担限度額が異なります。

○未就学児（0～6歳に達した日以後の最初の3月31日まで）

入院：0円

外来：0円

○小学生（12歳に達した日以後の最初の3月31日まで）

入院：500円／日（月7日限度）

外来：1,200円／月 ※薬局は0円

○中学生（15歳に達した日以後の最初の3月31日まで）

入院：500円／日（月7日限度）

外来：助成対象外

申請時に必要なもの

健康保険証、認め印、マイナンバーがわかるもの（受給対象者、申請者の分）

※手続き方法は、出生の子どもは出生手続き時に、転入の子どもは転入手続き時に説明します。

重度障害者医療

対象

○身体障害者手帳1級または2級の人

○療育手帳がA判定の人

○精神障害者保健福祉手帳1級の人

自己負担限度額（1医療機関ごと）

入院：0円

外来：500円／月 ※薬局は0円

申請時に必要なもの

各種手帳（身体障害者手帳や療育手帳など）、健康保険証、認め印、マイナンバーがわかるもの（受給対象者、申請者の分）

ひとり親家庭等医療

対象

○夫・妻と死別、または離婚し、児童を扶養している母または父とその児童

○父母のいない児童

○父が重度の障がい者である児童と母

○母が重度の障がい者である児童と父

※児童は、18歳になる日以後の最初の3月31日までの人が対象です。

※本人と家族などの所得制限があります。また、毎年更新手続きが必要です。

自己負担限度額（1医療機関ごと）

入院：500円（月7日限度）

外来：800円／月 ※薬局は0円

申請時に必要なもの

健康保険証（受給対象者全員分）、認め印、母子家庭・父子家庭であることを明らかにするもの（戸籍謄本、児童扶養手当の証書、遺族年金の証書など）、マイナンバーがわかるもの（受給対象者、申請者の分）

更新申請の受付期間 8月1日（水）～31日（金）

更新申請に必要なもの 健康保険証（受給対象者全員分）、認め印、戸籍謄本（認定申請時と戸籍の内容が変わった人のみ）、児童扶養手当・母子年金・遺族年金などの証書、マイナンバーがわかるもの（受給対象者、申請者）

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733（直） FAX962-0885